

人財育成支援事業助成金交付要綱

(令和6年5月15日理事長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区内(以下「区内」という。)の中小企業者等が、従業員の職業能力の開発及び向上を図る目的で取り組む資格の取得及び技術や知識の習得に要する費用の一部を助成することにより、人材育成を支援し、もって区内中小企業者等の持続的な成長発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定するものをいう。

2 この要綱において、「大企業」とは、前項以外の者で、事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合を除く。

3 この要綱において、「従業員」とは、中小企業者と雇用契約を結び、雇用契約に基づいて雇用されているものをいう。ただし、区内に本社を有しない中小企業者においては、区内の事業所に勤務しているものに限る。

4 この要綱において「助成事業グループ」とは、同一の助成事業を実施する「中小企業者」のまとまりのことをいう。

5 この要綱において「グループ構成員」とは、「助成事業グループ」に属する代表事業者及び参画事業者のことをいう。

6 この要綱において「代表事業者」とは、「グループ構成員」のうち、助成事業の取りまとめ役及び事業の執行管理を担う「中小企業者」のことをいう。

7 この要綱において「参画事業者」とは、「グループ構成員」のうち、「代表事業者」以外の「中小企業者」のことをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号に定める中小企業者及びグループ(以下「企業等」という。)とする。

(1)区内に本社又は事業所を有し、1年以上事業を営む中小企業者

(2)構成員の3分の2以上が前号の要件を満たす助成事業グループ

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、企業等から除くものとする。

(1)助成対象として申請した経費について、公益財団法人板橋区産業振興公社(以下「公社」という。)の別事業や他の公社、国、自治体等から補助金等の支援を受けている又は受ける見込みがある者

(2)申請年度に、既に本助成金に申請している者(助成事業グループにあっては参画事業者を含む)。ただし、第10条に基づく取下げ届を受理したときを除く。

- (3)法人住民税及び法人事業税(個人事業者にあつては住民税及び個人事業税)の滞納がある者
- (4)所得税法(昭和40年法律第33号)に基づく開業届出をしていない個人事業者。
- (5)「東京都板橋区暴力団排除条例」(平成24年板橋区条例第28号)に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、助成の対象として社会通念上適切でないと判断される事業を行っている者
- (6)連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など助成の対象として適切でないと判断する業態を営む者
- (7)民事再生法又は会社更生法による申立て等、事業の継続性について不確実な状況が存在する者
- (8)申請に必要な書類を全て提出できない者
- (9)次のいずれかに該当する者
 - ア 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している。
 - イ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資金額の総額の3分の2以上を所有又は出資している。
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている。
 - エ アからウのほか、大企業が実質的に経営に参画していると考えられる。
- (10)その他、板橋区産業振興公社理事長(以下「理事長」という。)が適切でないと判断する者

(助成対象期間)

第4条 助成対象期間は、年度ごとに別途定め、実施要領の記載をもって決定とする。

(助成対象事業)

第5条 助成金の交付対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、次の各号の条件を全て満たす事業とする。

- (1)従業員に資格を取得させる事業又は従業員の技術や知識の習得に資する研修事業であること。
- (2)職務に密接に関連し、業務の遂行に必要な事業であること。
- (3)助成対象期間内に完了し、第12条に規定する実績報告に係る書類ほか公社が求める資料を公社が定める期間内に公社が指定する方法で提出できること。
- (4)事業に必要な経費を従業員に負担させないこと。

(助成対象経費)

第6条 助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、次の各号の条件を全て満たすものとする。

- (1)事業の目的を達成するために必要最小限の経費であること。

(2)助成対象期間内に受験、受講、実施、支払などの全ての事業が完了し、成果の確認ができる経費であること。

(3)当該業務を主要業務としており、それを広く公開している業者へ直接発注する経費であること。

(4)日本国内に所在する法人又は個人事業主に、日本円で支払った経費であること。

2 助成対象経費の額は、別表に定める経費の合計とする。

(助成額)

第7条 助成金の交付額は、助成対象経費の3分の2以内で10万円を限度とし予算の範囲内で交付する。なお、算出した金額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする企業等(助成事業グループにあっては代表事業者。以下「申請者」という。)は、人財育成支援事業助成金交付申請書(別記第1号様式)及びその他必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(交付決定)

第9条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、人財育成支援事業助成金交付決定通知書(別記第2号様式)により、不適当と認めたときは、人財育成支援事業助成金交付非該当通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知する。

2 理事長は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第10条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた企業等(以下「交付決定者」という。)が申請を取り下げようとするときは、人財育成支援事業助成金申請取下げ届(別記第4号様式)を理事長に提出しなければならない。

(助成事業の変更)

第11条 交付決定者は、助成金の交付決定を受けた事業(以下「助成事業」という。)の内容について変更を行うときは、速やかに人財育成支援事業助成金事業変更承認申請書(別記第5号様式)を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、審査結果を人財育成支援事業助成金事業変更承認(不承認)通知書(別記第6号様式)により交付決定者に通知する。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、助成事業が完了したときは、速やかに人財育成支援事業助成金実績報告書(別記第7号様式)に必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の場合において、交付決定者に対し、実績報告書の内容の審査に必要な報告若しくは書類の提出を求め、又は必要に応じて助成金に係る経費の収支等について調査を行うことができる。

(助成金額の確定)

第13条 理事長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき助成金額を確定するとともに、人財育成支援事業助成金交付額確定通知書(別記第8号様式)により交付決定者に通知する。

2 前項の規定により交付する助成金の額は、実績報告書に記載された経費に基づき第7条の規定により算出される額又は交付決定額のいずれか低い額とする。

(助成金の請求及び支払)

第14条 前条の規定による交付額確定通知書を受けた交付決定者は、速やかに人財育成支援事業助成金交付請求書(別記第9号様式)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による請求に基づき、助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消)

第15条 理事長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)偽り、隠匿その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき

(2)この要綱の規定に違反したとき

(3)申請要件に該当しない事実が判明したとき

(4)助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき

(5)助成事業を実施しないとき

(6)交付決定者から第10条の規定に基づく取下げ届の提出を受けたとき

(7)第16条の規定に基づく立入調査等への協力が得られないとき

(8)その他、理事長が助成内容として不相当と認めたとき

2 理事長は、前項の規定により取り消しをするときは、人財育成支援事業助成金交付決定取消通知書(別記第10号様式)により交付決定者に通知する。

(立入調査等)

第16条 理事長は、助成事業の適切な遂行を確保するため、必要があると認めるときは、立入調査等(助成事業に係る一切の報告、資料要求及び関係者と見なされるものへの調査等を含む)をすることができる。

2 交付決定者は、理事長が前項に規定する立入調査等を求めたときには、これに応じなければならない。

(助成金の返還)

第17条 理事長は、第15条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の取消に係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて交付決定者にその助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(公表)

第18条 理事長は、助成事業者の名称、助成事業の概要、事業成果等を公表することができる。

(委任)

第19条 この要綱に定めのない事項は、公社事務局長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年5月15日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月28日から施行する。

別表(第6条関係)

助成対象経費		
(経費区分)		
	項目	内容
1	従業員に資格を取得させる事業	資格試験の受験料、検定試験の受検料、資格取得の条件となる教育課程・講座・講習等の受講料
2	従業員の技術や知識の習得に資する研修事業	講師謝礼、研修で使用する教材の購入費、会場費、講座・講習等の受講料、研修参加費